資料№23

24年度 正

収入印紙 200円

保 守 契 約 書

発注者　株式会社図書館流通センター（以下「甲」という。）と受注者 [redacted]（以下「乙」という。）は、【契約要綱】及び【契約条項】に基づいて、図書館視聴覚映像システム一式に関する保守契約を締結する。

【契 約 要 綱】

保守対象機器	図書館視聴覚映像システム一式（詳細は別添の保守対象機器明細書のとおり）
機器設置場所	埼玉県吉川市きよみ野一丁目１番地
契約期間	平成２４年４月１日　～　平成２５年３月３１日
保守業務	①定期保守点検サービス …機器設置場所を訪問し、保守対象機器の全般的な検査、調整、故障に対する予防点検、及び部品の清掃や交換を行う業務サービス ②故障時修理サービス …契約期間中に保守対象機器の故障が生じた場合に、甲から次の保守受付窓口に連絡を受けて、機器設置場所を訪問し、保守対象機器の修理を行う業務
業務実施時期	①　定期保守点検サービス（年２回、６月および１２月を予定） ②　故障時修理サービスについては随時
業務実施時間	月曜日～金曜日の９：００～１７：００ （土曜日、日曜日及び祝日その他乙の休業日を除く。）
保守受付窓口	[redacted]
基本保守料金	金　５９２，０００　円（税別）
支払方法	乙は甲に対し定期点実施月に基本保守料金の１／２を請求し、甲は請求書受領の翌月末日までに乙指定の銀行口座へ振込む。

この契約の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成 ２３ 年 ４ 月 １ 日　　発注者（甲）：

受注者（乙）：[redacted]

【契 約 条 項】

第１条（基本事項）

甲は、要綱記載の保守対象機器（以下「機器」という。）を正常に稼動させ、かつその機能を維持することを目的として、要綱記載の保守業務（以下「保守業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託し、本契約に定める条件で履行するものとする。

第２条（保守業務）

1. 保守業務の内容は、要綱中「保守業務」欄記載の業務から構成されるものとし、保守業務を実施する時期は、要綱中「業務実施時期」欄記載の通りとする。
2. 乙は、保守業務を履行した場合には、所定の報告書を甲に対して提出し、甲の確認を受けるものとする。

第３条（保守便宜の提供）

甲は、乙が保守業務を履行するにあたり、適切な作業時間の確保、点検や故障修理に必要な場所の提供、及び必要な用具の貸与などの各種便宜を提供し、保守業務の円滑な実施に協力するものとする。

第４条（保守料金）

甲は、要綱中「基本保守料金」欄に記載の金額を、保守業務の対価として、要綱記載の支払方法にて乙に支払うほか、乙が行った部品交換等に要する費用は、乙が発行する請求書に基づき、交換等の実施日が属する月の翌月末までに、乙指定の銀行口座へ振り込みの方法で支払うものとする。

第５条（禁止事項）

1. 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ないで、みずから機器の保守や修理を実施し、又は第三者に対して機器の保守や修理を依頼してはならないものとする。
2. 万が一甲が前項に違反して、甲又は第三者に何らかの問題が発生しても、乙は一切その責任を負わないものとする。

第６条（保守対象外の業務）

1. 第２条にかかわらず、次の各号に定める業務（以下「対象外業務」という。）は保守業務に含まれないものとする。
   ①天災地変、戦争、暴動、内乱、テロ、騒擾又は公権力による命令や処分その他の不可抗力により機器に異常が生じた場合の修理業務や復旧業務
   ②甲が取扱説明書などに記載の使用条件（所定の電源電圧以内での機器の使用を含む。）に反して機器を使用したことで異常が生じた場合の修理業務や復旧業務
   ③甲が機器を誤作動させ、機器を改造し、又は前条第１項に違反することにより機器に異常が生じた場合の修理業務や復旧業務
   ④本契約書に添付した仕様書等の資料に、保守業務には含まれない旨が特に明記された業務
   ⑤その他、機器の移動時に機器に衝撃を加えるなど、甲による機器の管理や使用の状況が適切でなかったために機器が異常が生じた場合の修理業務や復旧業務

2. 前項は、甲から対象外業務の実施について要請があり、乙が当該対象外業務を実施できると判断した場合に、甲が当該対象外業務に要する金員を第4条に定める基本保守料金及び同条各号の金員とは別に負担することを条件に、乙が当該対象外業務を行うことを妨げないものとする。この場合、当該対象外業務の実施に係わる各事項については、本契約の第2条第2項、第3条、第7条、第8条、第11条及び第12条を準用するほか、甲乙間で協議して定めるものとする。

第7条（再委託）

乙は、保守業務を乙以外の第三者に対して再委託できるものとするが、その場合でも、本契約に定める乙の甲に対する義務を免れるものではないものとする。

第8条（損害賠償）

1. 乙は、乙が保守業務を履行しあるいは履行しなかったことの直接の結果として甲が被った通常かつ現実の損害について賠償する責任を負うものとする。
2. 前項本文にかかわらず、乙の責に帰し得ない事由に基づく損害、逸失利益、事業の中断、間接損害、予見可能性の有無を問わず特別な事情によって生じた損害及び第三者からの損害賠償請求に基づく甲の損害（但し、第12条第2項の違反によるものを除く。）については、乙はその賠償責任を免れるものとする。
3. 第1項本文に基づく乙による賠償額の累計は、本契約に基づいて乙が甲から現に受領した基本保守料金相当額を上限とする。
4. 前3項の定めは、債務不履行や不法行為等の名目の如何を問わず、保守業務に関して乙が甲に対して負うことある損害賠償責任に適用されるものとする。

第9条（契約解除等）

1. 甲又は乙が次の各号の一つにでも該当した場合、相手方は、何らの通知又は催告を要せず直ちに本契約を解除することができるものとする。
   ①相手方に対する金銭債務の支払を遅延し、又は一度でも不渡手形若しくは不渡小切手を振り出したとき
   ②差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分若しくは担保権の実行を受け、又は破産、会社更生若しくは民事再生等の申立てがあったとき
   ③解散の手続きに入り、又は事業を停止したとき
   ④監督官公庁から事業停止、又は事業許可等の取り消し処分を受けたとき
   ⑤本契約の各条項に違反し、相手方から相当な期間を定めた上での催告があったにもかかわらず、当該違反が是正されないとき
2. 前項各号の一つにでも該当した当事者は、相手方に対して負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を失うものとし、当該相手方に対して直ちに当該債務全額を弁済しなければならないものとする。
3. 第1項に基づき乙が本契約を解除した場合、乙は本契約に基づき甲から既に受領した基本保守料金及び各種金員を甲に対して返還することを要しないものとする。

第 10 条（有効期間）

本契約の有効期間は、要綱中「契約期間」欄の記載の通りとする。

第 11 条（守秘義務）

1. 甲及び乙は、本契約が有効に存続している間はもとより、その終了後においても法令に別段の定めがある場合を除き、相手方の事前の書面による承諾を得ないで、本契約を通じて知りえた相手方の営業上及び事業上の秘密情報を第三者に対して開示又は漏洩等してはならないものとする。
2. 前項にかかわらず、乙は、第 7 条に基づき保守業務を第三者に再委託するにあたり、当該第三者に本条に定める乙の守秘義務と同様の義務を課した上で、甲の営業上及び事業上の秘密情報を当該第三者に開示することができるものとする。

第 12 条（個人情報の管理）

1. 機器の稼動によって得られる甲所属員等に関する個人情報（個人情報の保護に関する法律第 2 条において定義される個人情報をいう。）の日常的管理（当該情報のバックアップ保持を含む。）は、甲の責任において行うものとし、乙は、次項に定める場合を除き、そのデータの管理や消失について一切責任を負わないものとする。
2. 乙は、保守業務を履行するにあたり、前項に定める甲所属員等に関する個人情報を取り扱う場合は、甲の事前の書面による承諾を得ないで、当該個人情報を第三者に対し開示又は漏洩せず、また、保守業務の履行以外の目的で利用してはならないものとする。この場合、前条第 2 項を準用するものとする。

第 13 条（遅延損害金）

万が一甲が本契約に基づく乙に対する金銭債務の弁済を遅延した場合には、甲は乙に対し、遅延日数に応じて日歩 4 銭（年率 14.6%）の割合による遅延損害金を支払う責任を負うものとする。

第 14 条（裁判管轄）

万が一本契約に関して法的紛争を生じたときは、乙の本店所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

第 15 条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを決定するものとする。

以下余白

保守対象機器明細書

○AVブース１人用・児童AVブース

・ ２１インチモニターテレビ	２１ 台
・ ビデオスイッチャー	２１ 台
・ DVD／CLDプレーヤー	２１ 台
・ VHSビデオ鉄器	２１ 台
・ ヘッドホンアンプ	２１ 台
・ ヘッドホン（予備含む）	３１ 台

○３人掛けAVソファー

・ ２１インチモニターテレビ	２ 台
・ ビデオスイッチャー	２ 台
・ DVD／CLDプレーヤー	２ 台
・ VHSビデオデッキ	２ 台
・ ヘッドホンアンプ	２ 台
・ ヘッドホン（予備含む）	６ 台
・ 操作パネル	２ 台

○リスニングソファー

・ CDプレーヤー	１０ 台
・ 電源部	１０ 台
・ ヘッドホンアンプ	１０ 台
・ ヘッドホン（予備含む）	１５ 台